第2章 道路台帳の記載事項

道路台帳は、調書及び図面をもって組成し、調書・図面は、路線ごとに調整するものとする。

1 調書

調書は、道路法施行規則様式第四(第一表~第五表)及び道路現況調書をもって調書とし、道路法施行規則様式第四には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1)第一表(道路台帳)(道路保全課で作成)
 - ア 整理番号
 - イ 図面対照番号(路線番号)

第5章コード表による路線番号(路線名コード)の4桁数とする。

- ウ 道路の種類
 - 一般国道、主要地方道、一般県道及び自転車道の別とする。
- 工 路線名
- オ 道路管理者
- カ 路線の指定(認定)年月日 道路保全課道路管理班発行一般国道、県道路線調書に示す指定(認定)年月日
- キ 指定(認定)の該当条項 路線調書に示す条項とする。(道路法第5条第1項1~5、第7条第1項1~6)
- ク 路線の起点及び終点 路線調書に示す区間とする。
- ケ 路線の主要な経過地
 - 路線調書に示す経過地とする。

コ 路線(その管理に係る部分に限る)の延長及び内訳 路線の延長は、供用開始区間(実延長、重用区間延長)延長及び未供用区間延長の合計とする。

- (ア)供用開始区間延長は実延長、重用区間延長に区分し、その延長は実測によるものとする。
- (イ)未供用区間延長は、既存する道路現況調書の延長とする。
- サ 道路の敷地の面積
- シ 鉄道又は新軌道との交差
- ス 有料の道路
- セ 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
- ソ 道路一体建物の概要
- タ 軌道その他主要な占用物件の概要
- チ その他特記事項
- ツ 区域決定、供用開始の区間、告示年月日及び告示番号 路線調書に示す区域、区間、年月日及び番号とする。
- テ 路線の沿革

一般国道においては、路線調書の指定年月日及び政令番号沿革欄に示す一部改正事項と沿革を、 県道においては、同調書の告示年月日及び告示番号欄の改正、一部改正及び路線変更を記載する。

- ト 調整(改訂)の年月日
- (2)第二表(実延長調書)

実延長調書には区間、幅員、延長、区間長、追加延長、路面の種類、道路部面積、区間状況及び備 考を記載する。

(3) 第三表(トンネル調書)

トンネル調書には図面対照番号、名称、箇所、延長、構造(幅員、有効高、拱、側壁、排水施設、照明施設)、建設年次及び備考を記載する。

(4)第四表(橋調書)

橋調書には、図面対照番号、名称、箇所、延長、幅員、面積、橋種及び形式、建設年次、耐荷加重、現況及び備考を記載する。

(5)第五表(鉄道等との交差調書)

鉄道等との交差調書には、図面対照番号、名称、箇所、鉄道又は新設軌道の名称、交差の方式、延長、幅員、有効高又は交差角度及び備考を記載する。

2 道路現況平面図、幅員図

図面は、道路につき少なくとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺1/500の平面図に記載して調整するものとする。なお、自動車交通不能区間(第3章3節道路現況調書を参照)については測定しないものとする。

- (1)道路の区域の境界線
- (2)市町、大字、字の名称及び境界線
- (3)車道の幅員が0.5m以上変化する箇所毎における当該箇所の幅員
- (4)曲線半径(30m以上の箇所は除く。)
- (5)縦断勾配(8%未満の箇所は除く。)
- (6)路面の種類

第3章道路台帳の作成により区分する。

- (7)トンネル、橋梁及び渡船施設並びにこれらの名称及び番号
- (8) 道路元標、その他主要な道路の附属物
- (9)交差し若しくは接続する道路または重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
- (10)軌道その他主要な占用物件
- (11)その他
 - ア 側溝、中央帯、防護柵、暗渠(ヒューム管を含む)法面工等主要な構造物の名称、種類、延長、 形状寸法
 - イ 道路と交差、または平行する河川の名称及び方向
 - ウ ブロック杭の位置

3 道路占用平面図

道路占用平面図は、道路現況平面図の調整と並行して調整するものとし、次に掲げる事項を記載する。

- (1)地上占用物件
 - ア 電柱(番号)
 - イ 電話柱(番号)
 - ウ 道路照明灯(番号)
 - 工 信号機
 - オ 消火栓
 - カ アーケード類(歩道上に設置されているアーケード及び日除けはすべて表示する)
- (2)地下占用物件
 - ア ガス(50mm管以上とする。)
 - イ 電話 (50mm管以上とする。)
 - ウ 上水道 (150mm管以上とする。※)
 - エ 下水道 (150mm管以上とする。※)
 - オ 電気(100mm管以上とする。)
 - カー消火栓
 - キ 防火用井戸
 - ク 防火用地下水槽
 - ケ 地下道
 - コ温泉管

※本管と支線は確実に入れ、取付管(家庭への引込管)は不要とする。

- サ マンホール (ガス、電話、電気、下水道、上水道)
- シ キャブ
- ス ミニキャブ
- セ 電線共同溝
- ソ 自治体管路
- タ 情報BOX
- チ 共同溝
- ツ 光ケーブル
- (3)図面の調整年月日